

国立公園制度の運用実態と自然保護官の問題認識

Current Status of Enforcement of the National Park System and Problem Recognition of Rangers for Nature Conservation

川崎 興太
 Kota KAWASAKI

This study discusses the current status of enforcement of the national park system and problem recognition of rangers for nature conservation, on the basis of responses to questionnaires which were collected from ranger offices throughout Japan.

This study points out that few national parks formulate future visions, and that most of rangers recognize that the national park system need to be improved to promote public participation and to incorporate measures to vitalize the life and livelihood within the places designated as national parks.

Keywords: National park, National park system, Ranger for nature conservation, Land use planning and regulation system, Vitalization of depopulated area
 国立公園、国立公園制度、自然保護官、土地利用計画・規制制度、過疎地域の活性化

1. 研究の目的

筆者は、別稿において¹⁾、以下の3点を指摘した(表1)⁽¹²⁾。

①我が国の国立公園制度では、公園区域内における私有地や公園以外の利用目的を持つ国有地と公有地の存在を前提としつつ、地種区分というゾーニングによって土地利用行為の規制を行う地域制公園制度が採用されているため、法目的である傑出した自然の風景地の保護と利用増進を図る上では、私有地の所有者などの財産権を尊重しつつ、多様な土地利用者の行為を的確に規制することが重要である。

②しかし、現行の国立公園制度は、規制の根拠となる公園計画においては規制を通じて実現すべき目標やビジョンが定められることになっておらず、公園計画の決定手続においては住民はもとより地権者に対しても参加の機会が保障されていないなど、多

様な土地利用者の意向を考慮する必要はなく、国が規制の合理性と妥当性を判断すれば事足りるという論理で設計されている。

③今後とも国立公園制度によって法目的を実現するためには、普通地域内の私有地などで営まれる多様な土地利用者の暮らしやなりわいの持続的な活性化という視点を制度に組み入れること、換言すれば、多様な関係者が国立公園に指定されている場所生活の総体を対象として目標やビジョンを共有し、その実現に向けて協働しうる計画制度と実現制度を備えたものへと制度を再構築することが必要である。

近年では、環境省においても、多様な関係者の協働による国立公園の管理運営のあり方に関する検討が行われており²⁾、国立公園制度の再構築の必要性については認識されているところであるが、公園計画などの決定・変更手続における住民等の意見反映の状況や住民等との協働での取り組みの状況など、協働による管理運営のあり方を検討する上での基礎となる国立公園制度の運用実態は必ずしも十分には明らかになっていない。また、国立公園の関係者は協働による管理運営の必要性についてどのように考えているのか、あるいは、そもそも国立公園と国立公園制度についてどのようなことを問題として考えているのかといったことについても、必ずしも十分には明らかになっていない。

こうした背景のもとに、本研究は、多様な国立公園の関係者のうち、日々、住民などがかかわり合いながら、国立公園を現場で管理している自然保護官(レンジャー)を対象として実施したアンケート調査の結果に基づき、国立公園制度の運用実態と自然保護官の国立公園と国立公園制度に関する問題認識について明らかにすることを目的とするものである。アンケート調査については、平成25年7月末に、各地方環境事務所を経由して全国の合計68カ所の自然保護官事務所等に調査票を配布したところ、9月初旬までに19カ所の自然保護官事務所等から回収することができた(表2)。回収率は28%であり、決して高いとは言えないほか、近畿地方環境事務所管内の自然保護官事務所などからは回答を得ることができなかったといった面はあるものの、自然保護

表1 日本の国立公園の地種区分別土地所有別面積の合計(陸域のみ)〔平成25年8月末現在〕

	合計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	その他(注)
合計	2,095,786	278,410	250,553	487,225	494,865	584,733	0
	100%	13%	12%	23%	24%	28%	0%
国有地	1,254,002	222,096	200,794	248,217	286,413	237,912	58,570
	60%	11%	10%	12%	14%	11%	3%
公有地	260,207	23,854	24,393	57,095	73,964	55,585	25,316
	12%	1%	1%	3%	4%	3%	1%
私有地	540,751	24,896	21,798	147,299	119,021	241,387	-13,650
	26%	1%	1%	7%	6%	12%	-1%
所有区分不明	40,826	3,073	5,115	14,629	17,869	100	40
	2%	0%	0%	1%	1%	0%	0%
その他(注)	0	4,491	-1,547	19,987	-2,402	49,747	-70,276
	0%	0%	0%	1%	0%	2%	-3%

注:「その他」には、上信越高原国立公園全体の地種区分別面積の合計値および土地所有別面積の合計値として公表されている数値から、同国立公園を構成する5地域のうち、再検討が実施済みの3地域の地種区分別土地所有別面積の合計値を減じた値を記載している。同国立公園では、もともと特別地域は「特別地域」としてのみ定められており、地種区分が未決定であったが、昭和34年以降に林野庁との協議を通じて「みなし区分」が定められることになり、現在の同国立公園全体の地種区分別面積の合計値および土地所有別面積の合計値として公表されている数値は、これに基づくものになっている。その後、5地域うちの3地域では再検討が実施され、当該3地域の地種区分別土地所有別面積は変更されたものの、同国立公園全体の地種区分別面積の合計値および土地所有別面積の合計値は全地域の再検討が終了するまでは変更しないという扱いになっているため、同国立公園全体の地種区分別面積の合計値および土地所有別面積の合計値として公表されている数値と、地種区分別土地所有別面積の合計値は一致しないという状況になっている。

資料: 国立公園の公園計画

表2 アンケート調査の回収結果

国立公園名	区域	地方環境事務所等	自然保護官事務所等	回答
利尻礼文サロベツ	全域	北海道 地方環境事務所	稚内自然保護官事務所	×
大雪山	全域		上川自然保護官事務所	●
			東川自然保護官事務所	×
支笏洞爺	支笏湖・山溪 羊蹄山・洞爺・登別	北海道 地方環境事務所	上士幌自然保護官事務所	×
知床	全域		支笏湖自然保護官事務所	×
		洞爺湖自然保護官事務所	×	
阿寒	阿寒 川湯	釧路 自然環境事務所	ウトロ自然保護官事務所	●
			羅臼自然保護官事務所	●
釧路湿原	全域	釧路 自然環境事務所	阿寒湖自然保護官事務所	×
			川湯自然保護官事務所	×
十和田八幡平	十和田・八甲田 八幡平	東北地方 環境事務所	釧路湿原自然保護官事務所	×
			十和田自然保護官事務所	●
			鹿角自然保護官事務所	●
三陸復興	全域	東北地方 環境事務所	盛岡自然保護官事務所	●
			八戸自然保護官事務所	×
			宮古自然保護官事務所	●
磐梯朝日	出羽三山・朝日・飯豊 磐梯吾妻・猪苗代	東北地方 環境事務所	大船渡自然保護官事務所	×
			羽黒自然保護官事務所	×
日光	日光 那須甲子・塩原	関東地方 環境事務所	裏磐梯自然保護官事務所	×
			日光湯元自然保護官事務所	×
尾瀬	福島県・新潟県・栃木県 群馬県	関東地方 環境事務所	日光自然環境事務所	×
			日光湯元自然保護官事務所	×
秩父多摩甲斐	全域	関東地方 環境事務所	那須自然保護官事務所	×
			曾枝岐自然保護官事務所	●
小笠原	小笠原	関東地方 環境事務所	片品自然保護官事務所	●
			奥多摩自然保護官事務所	×
			小笠原自然保護官事務所	×
富士箱根伊豆	富士山(山梨県側) 富士山(静岡県側) 伊豆半島(北部) 箱根	関東地方 環境事務所	富士五湖自然保護官事務所	×
			沼津自然保護官事務所	×
			箱根自然環境事務所	×
南アルプス	伊豆諸島 伊豆半島(南部)	関東地方 環境事務所	伊豆諸島自然保護官事務所	×
			下田自然保護官事務所	●
			南アルプス自然保護官事務所	×
上信越高原	谷川・草津・万座・浅間	長野 自然環境事務所	万座自然保護官事務所	●
			志賀高原自然保護官事務所	×
			戸隠自然保護官事務所	×
中部山岳	戸隠 妙高高原 立山 後立山・南部・乗鞍 上高地 平湯	長野 自然環境事務所	妙高高原自然保護官事務所	●
			立山自然保護官事務所	×
			松本自然環境事務所	●
白山	全域	中部地方 環境事務所	上高地自然保護官事務所	×
			平湯自然保護官事務所	×
			白山自然保護官事務所	●
伊勢志摩	全域	中部地方 環境事務所	志摩自然保護官事務所	●
			吉野自然保護官事務所	×
吉野熊野	吉野 熊野	近畿地方 環境事務所	熊野自然保護官事務所	×
			竹野自然保護官事務所	×
山陰海岸	全域	近畿地方 環境事務所	浦富自然保護官事務所	×
			神戸自然保護官事務所	×
瀬戸内海	西播・六甲・淡路 和歌山県 岡山県 広島県・山口県 徳島県・香川県 愛媛県	中国四国地方 環境事務所	大坂自然保護官事務所	×
			岡山自然保護官事務所	×
			広島事務所	×
大山隠岐	大山・隠岐 島根半島・隠岐・三瓶山	中国四国地方 環境事務所(再掲)	高松自然保護官事務所	×
			松山自然保護官事務所	●
足摺宇和海	全域	高松事務所(再掲)	米子自然環境事務所	●
			松江自然保護官事務所	×
瀬戸内海(再掲)	福岡県 大分県	九州地方 環境事務所	土佐清水自然保護官事務所	×
			福岡事務所	×
西海	平戸・九十九島 五島列島	九州地方 環境事務所	くじゅう自然保護官事務所	×
			佐世保自然保護官事務所	×
雲仙天草	雲仙 天草	九州地方 環境事務所	五島自然保護官事務所	×
			雲仙自然保護官事務所	×
阿蘇くじゅう	阿蘇 くじゅう	九州地方 環境事務所	天草自然保護官事務所	×
			阿蘇自然環境事務所	×
霧島錦江湾	霧島 錦江湾	九州地方 環境事務所	くじゅう自然保護官事務所	×
			えびの自然保護官事務所	●
屋久島	屋久島	九州地方 環境事務所	鹿児島自然保護官事務所	×
			屋久島自然保護官事務所	×
西表石垣	石垣島・石西礁湖 西表島	那覇 自然環境事務所	石垣自然保護官事務所	×
			西表自然保護官事務所	×

官の国立公園と国立公園制度に関する認識について体系的に調査した既往文献としては、環境省(2004)などが見られるにすぎないというのが実情であることに鑑み³⁾、本研究は重要な意義を有すると考えられる。

2. 国立公園制度の運用実態と自然保護官の問題認識

(1) 独自の構想や計画の策定状況と公園計画の決定手続等における住民等の意見反映状況

① 独自の構想や計画の策定状況

公園計画や管理計画のほか、国立公園に関する独自の構想や計画などが「ある」のは9件(47%)、「ない」のは9件(47%)、無回答は1件(5%)である(図1)。ただし、独自の構想や計画の中には、「自然歩道等整備基本計画」などの個別施設の整備計

画や、「集団施設地区基本構想」などの特定の地区における特定の目的のもとに策定された構想などが含まれており、尾瀬国立公園に関する「尾瀬ビジョン」のような、国立公園全体の将来像や基本方針などが定められているものは少ない。

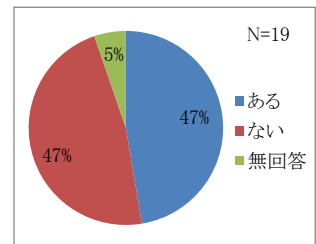


図1 独自の構想や計画などの策定状況

② 公園計画の決定・変更手続における住民等の意見反映の状況

最新の公園計画の決定・変更手続における住民・NPO・市町村などの意見を反映させる取り組み状況(最新の変更が一部変更であった場合は一部変更ではなかった際)については⁴⁾、「行った」が18件(95%)、「行わなかった」が0件(0%)、無回答が1件(5%)である(図2)。なお、無回答の1件については、半世紀以上前に公園計画を決定してから一度も再検討を行っておらず⁴⁾、当時の決定手続については分からないというものである。

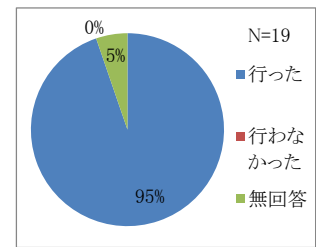


図2 公園計画の決定・変更手続における住民等の意見反映の状況

取り組みの内容としては、環境省の通知に従って⁶⁾、市町村に対して意見聴取や意見照会を行った、あるいは、住民等に対して説明会を開催したというところがほとんどであるが、協議会を設置して地域の合意形成を進めたところや、勉強会を開催して説明を行ったところも存在する。

③ 管理計画の策定・変更手続における住民等の意見反映の状況

最新の管理計画の策定・変更手続における住民・NPO・市町村などの意見を反映させる取り組み状況(最新の変更が一部変更であった場合は一部変更ではなかった際)については、「行った」が15件(79%)、「行わなかった」が1件(5%)、無回答が3件(16%)である(図3)。なお、「行わなかった」1件については、策定当時の資料に意見を反映させるための取り組みを行った資料を見つけないことができなかったというものであり、無回答の3件のうちの2件については、数十年以上前に管理計画を策定してから一度も見直しを行っておらず、当時の策定手続については分からないというものである。

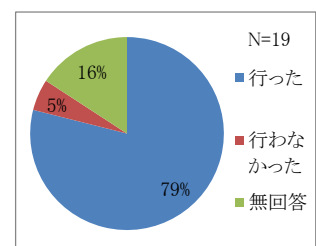


図3 管理計画の策定・変更手続における住民等の意見反映の状況

取り組みの内容としては、環境省の通知に従って⁶⁾、検討会を開催したというところがほとんどである。

④ 今後の住民等の意見反映の取り組みの必要性

今後、国立公園の計画・規制・事業を行う上で、これまで以上に住民・NPO・市町村などの意見を反映するための取り組みを行う必要があると「思う」と回答しているのは13件(68%)、「思

わない」と回答しているのは 3 件 (16%)、無回答は 3 件 (16%) である (図 4)。

「思う」理由としては、「関係行政機関、地元等関係者の協力なしでは、国立公園行政は進められないため」、「国では管理・運営が困難な箇所を担ってもらうため」、「地元の意見がないと、現実と隔たりのある計画・規制・施設整備になりかねないため」、「公園の利用者が多様になる中で、関係機関が共通の意識をもって自然の保護・管理の重要性を認識し、利用者へ普及啓発していくことが必要となっているため」などが挙げられている。他方、「思わない」理由としては、「現行のプロセスで十分に住民等の意見を反映することができるため」などが挙げられている。

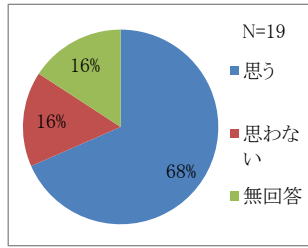


図 4 今後の住民等の意見反映の取り組みの必要性

(2) 住民等との協働や区域外の住民等との連携の状況

① 住民等との協働での取り組みの状況

国立公園の計画・規制・事業に関して、住民・NPO・市町村などと協働で取り組んでいることが「ある」のは 13 件 (68%)、「ない」のは 6 件 (32%) である (図 5)。

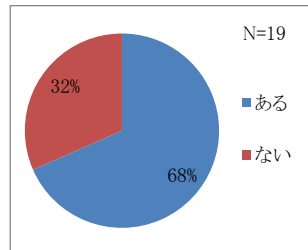


図 5 住民等との協働での取り組みの状況

協働で取り組んでいることの内容としては、「登山道などの維持管理」が 6 件、「清掃活動」が 5 件、「外来種の防除」が 4 件、「自然観察・解説事業」と「巡視活動」が 3 件が多い。

② 今後の住民等との協働での取り組みの必要性

今後、国立公園の計画・規制・事業を行う上で、これまで以上に住民・NPO・市町村などと協働で取り組むことが必要だと「思う」と回答しているのは 11 件 (58%)、「思わない」と回答しているのは 1 件 (5%)、無回答は 7 件 (37%) である (図 6)。

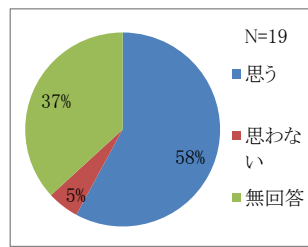


図 6 今後の住民等との協働での取り組みの必要性

「思う」理由としては、「国立公園の管理を行う上で国だけではマンパワーが足りないため」が 5 件、「国立公園の利用増進を図るため」が 4 件、「地域制公園という性質上必要であるため」が 3 件が多い。他方、「思わない」理由としては、「現行の協力体制が無理のない範囲であって、必要を叫びすぎて、協力が息切れするようでは困るため」というものである。

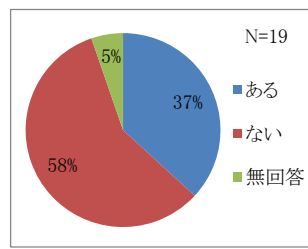


図 7 国立公園の区域外の住民等との連携による取り組みの状況

③ 国立公園の区域外の住民等との連携による取り組みの状況

国立公園の計画・規制・事業に関して、国立公園の区域

外の住民・NPO・市町村などと連携して取り組んでいることが「ある」のは 7 件 (37%)、「ない」のは 11 件 (58%)、無回答は 1 件 (5%) である (図 7)。

連携による取り組みの内容としては、「清掃活動」が 6 件、「自然観察・解説事業」が 4 件、「巡視活動」が 3 件が多い。

(3) 国立公園の指定による住民等のメリットとデメリット

① 国立公園の指定による住民等のメリット

国立公園として指定されていることによる住民・NPO・市町村などにとってのメリットとしては、「自然風景・環境が保護されること」が 13 件 (68%)、「地域の知名度やブランドイメージが高まること」が 9 件 (47%)、「その他」が 6 件 (32%) が多い (図 8)。

「その他」としては、「補助金を受けやすいこと」や「環境省の職員が滞在すること」などが挙げられている。

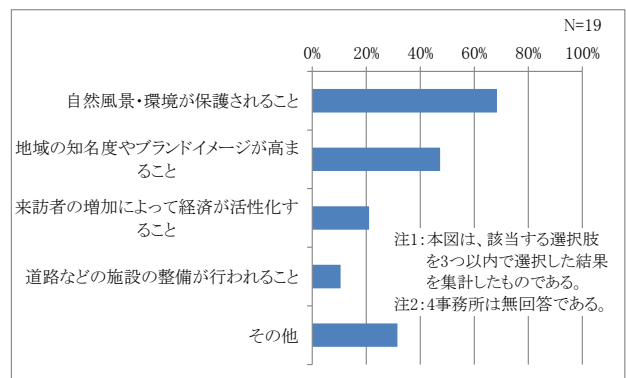


図 8 国立公園の指定による住民等のメリット

② 国立公園の指定による住民等のデメリット

国立公園として指定されていることによる住民・NPO・市町村などにとってのデメリットとしては、「土地利用行為などに関する許認可手続きが煩瑣になること」が 15 件 (79%)、「行為規制によって財産権などに制約が課されること」が 11 件 (58%) が多い (図 9)。

「その他」としては、上記の 2 つのデメリットによって「国立公園の区域外の住民との不平等が発生する可能性があること」や、「大規模開発が認められにくいこと」が挙げられている。

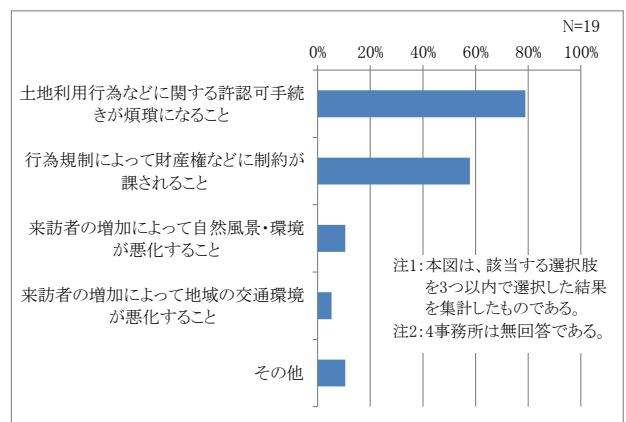


図 9 国立公園の指定による住民等のデメリット

③ 国立公園の指定による住民等のメリットとデメリットの比較

国立公園として指定されていることによるメリットとデメリットでは、どちらが大きく、また、どちらが大きくなりつつあるかについては、「その他」が 8 件 (42%)、「メリットの方が大き

いが、デメリットが大きくなりつつある」と無回答が4件(21%)で多い(図10)。

「その他」としては、「地域の考え方や特性などによるので一概には言えない」ことなどが挙げられている。

④損失の補償にかかわる請求や訴えの提起を受けたこと

これまでに、自然公園法第64条に基づく損失の補償にかかわる請求を受けたことや、同法第65条に基づく訴えの提起を受けたことが「ある」のは0件(0%)、「ない」のは17件(89%)、無回答は2件(11%)である(図11)。

(4)問題の発生状況と暮らしやなりわいの活性化に向けた取り組みの状況など

①国立公園における問題の発生状況

国立公園において問題が「生じている」と回答しているのは9件(47%)、「生じていない」と回答しているのは2件(11%)、無回答は8件(42%)である(図12)。

問題の具体的な内容としては、「来訪者の減少などに伴う空き家や廃業・休業施設などの増加」が5件、「農林業従事者の減少やライフスタイルの変化などに伴う里地・里山での耕作放棄地や粗放林などの増加」と「外来種の侵入による自然風景・環境の質的变化」と「ニホンジカの増加に伴う農作物被害や植生被害の増大」が3件、「来訪者の減少に伴う住民等の規制に対する不満の高まり」と「地域関係者の国立公園や自然公園法に関する認知度や理解の不十分さ」が2件で多い(図13)。

②暮らしやなりわいの活性化にかかわる住民等との取り組みの状況

国立公園の区域内における暮らしやなりわいの活性化という観点から、住民・NPO・市町村などと取り組んでいることが「ある」のは7件(37%)、「ない」のは8件(42%)、無回答は4件(21%)である(図14)。

取り組みの内容としては、「防災活動」と「イベント」が2件であり、「情報発信」、「街並みの保全・形成」、「エコツーリズム」、「出前授業」、「協議会などでの意見交換」などが1

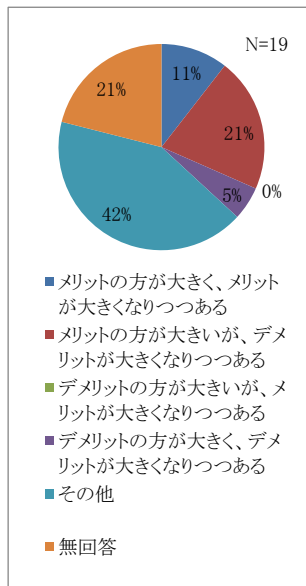


図10 国立公園の指定による住民等のメリットとデメリットの比較

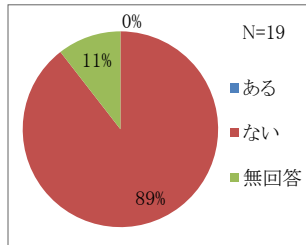


図11 損失の補償にかかわる請求や訴えの提起を受けたこと

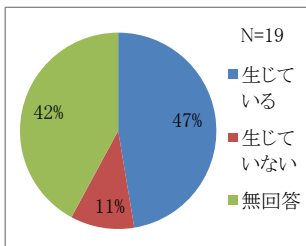


図12 国立公園における問題の発生状況

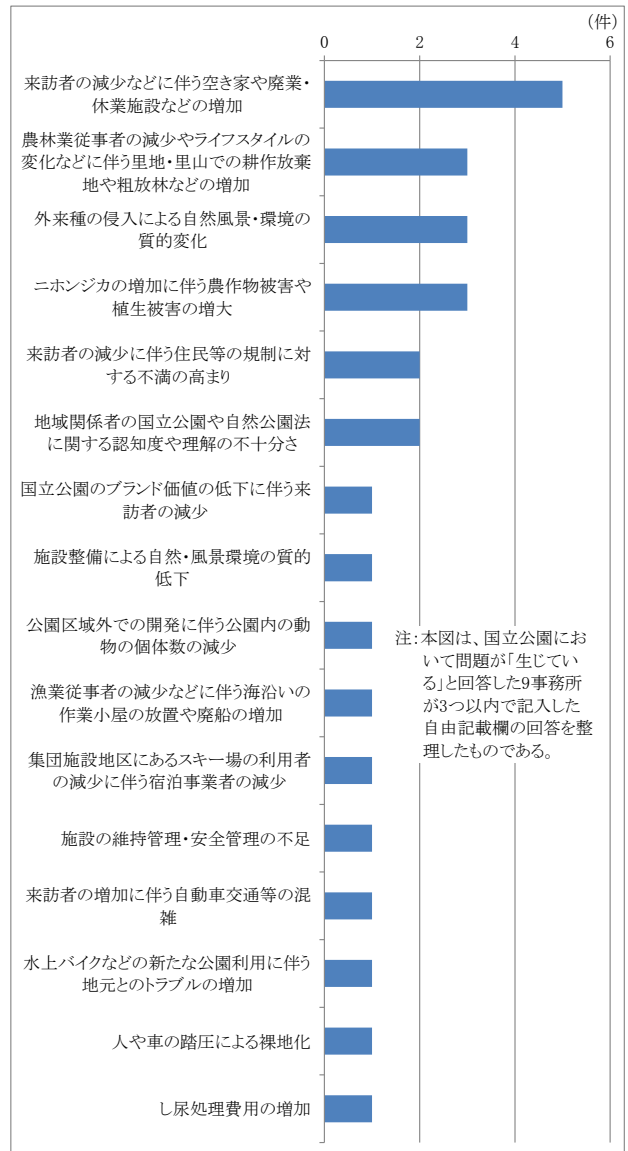


図13 国立公園において生じている問題の具体的な内容

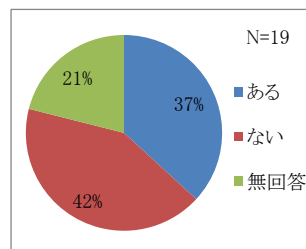


図14 暮らしやなりわいの活性化にかかわる住民等との取り組みの状況

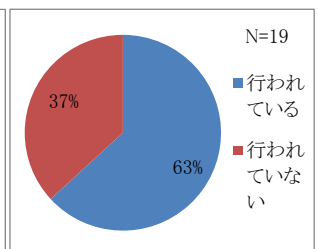


図15 エコツーリズムの取り組みの状況

件ずつ挙げられている。

なお、エコツーリズムに関する取り組みが「行われている」のは12件(63%)、「行われていない」のは7件(37%)である(図15)。

③暮らしやなりわいの活性化という視点の重要性

今後、国立公園の計画・規制・事業を行う上で、これまで以上に国立公園の区域内における暮らしやなりわいの活性化という視点が重要になると「思う」と回答しているのは12件(63%)、「思わない」と回答しているのは4件(21%)、無回答は3件(16%)である(図16)。ただし、「思わない」と回答している4件につ

いては、公園区域内に居住している住民が基本的にいない自然保護官事務所の回答である。

「思う」理由としては、「人口の減少や農林業の衰退によって貴重な自然風景・環境が喪失されつつあるため」が5件、「過疎化や高齢化によって事業などの担い手が不足しているため」が2件で多い(図17)。また、どのような取り組みが必要かについては、「地域住民などの意見交換」、「広報活動の充実」、「エコツーリズムの推進」、「若年層の増加に向けた教育活動の推進」などが挙げられている。

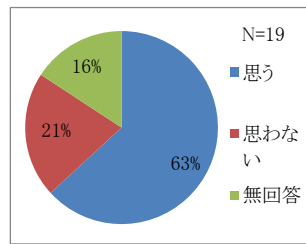


図16 暮らしやなりわいの活性化という視点の重要性

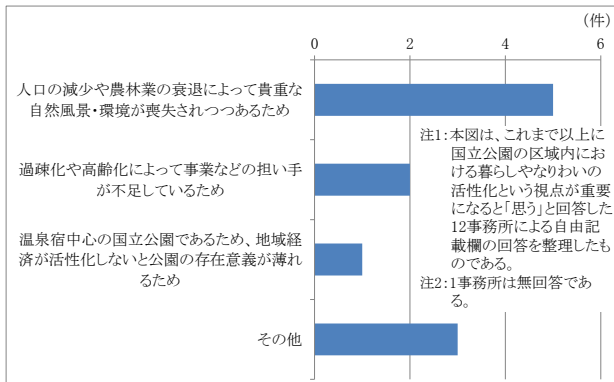


図17 暮らしやなりわいの活性化という視点が重要になると「思う」理由

(5) 国立公園制度の改善すべき点など

① 国立公園制度の改善すべき点

国立公園制度には改善すべきことが「ある」と回答しているのは6件(32%)、「ない」と回答しているのは7件

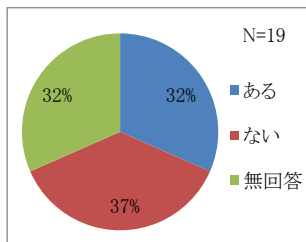


図18 国立公園制度の改善すべき点

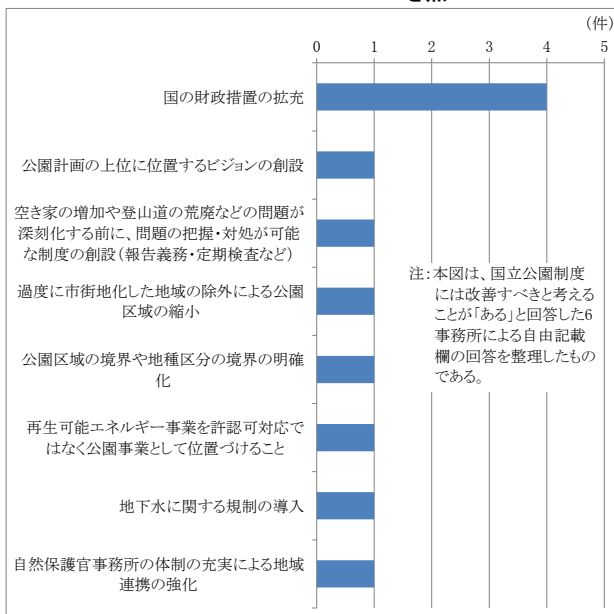


図19 国立公園制度の改善すべき点の具体的な内容

(37%)、無回答は6件(32%)である(図18)。

具体的な改善すべき点としては、「国の財政措置の拡充」が4件で最も多く(図19)、国が事業、補償、土地の買い取りなどを充実させなければ、規制一辺倒のものとならぬという意見が出されている。そのほか、「公園計画の上位に位置するビジョンの創設」、「空き家の増加や登山道の荒廃などの問題が深刻化する前に、問題の把握・対処が可能な制度の創設(報告義務・定期検査など)」、「過度に市街地化した地域の除外による公園区域の縮小」、「公園区域の境界や地種区分の境界の明確化」、「再生可能エネルギーを許認可対応ではなく公園事業として位置づけること」などが挙げられている。

② 土地利用関係法の改善すべき点

国土利用計画法と自然公園法などの個別規制法5法から構成される土地関係法には改善すべきことが「ある」と回答しているのは0件(0%)、「ない」と回答しているのは15件(79%)、無回答は4件(21%)である(図20)。

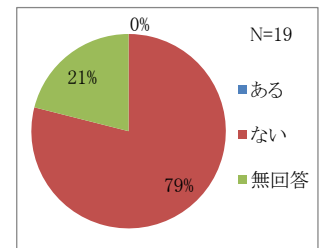


図20 土地関係法の改善すべき点

ただし、「ない」と回答した回答者や無回答者の中には、土地利用関係法について理解が十分ではないために、そのような回答をしたというものが含まれている。

3. 本研究の総括と今後の研究課題

(1) 本研究の総括

本研究では、全国の自然保護官事務所等において国立公園を現場で管理している自然保護官を対象として実施したアンケート調査の結果に基づき、国立公園制度の運用実態と自然保護官の国立公園と国立公園制度に関する問題認識について明らかにしたが、以上で得られた主な知見をまとめると、以下の通りである。

① 現行の国立公園制度では、公園計画や管理計画において目標やビジョンが定められることにはなっていないが、これを補うために独自の構想や計画などを策定し、国立公園全体の将来像や基本方針などを定めているところは少ない。

② 現行の国立公園制度では、公園計画や管理計画の決定・変更手続において、必ずしも住民等に対して参加の機会が十分に保障されているとは言えないが、実際の公園計画の決定手続等においても、環境省の通知に従って市町村に対する意見聴取や住民に対する説明会などが行われている程度であり、約7割の自然保護官は、今後、国立公園の計画・規制・事業を行う上で、住民等の意見反映の取り組みを充実させる必要があると認識している(無回答が約2割)。

③ 現在、登山道などの維持管理や清掃活動をはじめ、住民等との協働で取り組んでいることがある国立公園は少なくないが、約6割の自然保護官は、国立公園管理にかかわるマンパワーの問題などを理由として、今後、国立公園の計画・規制・事業を行う上で、住民等との協働での取り組みを充実させる必要があると認識している(無回答が約4割)。

④約7割の自然保護官は、国立公園として指定されていることによる住民等にとってのメリットは自然風景・環境が保護されることにあり、約8割の自然保護官は、そのデメリットは土地利用行為などに関する許認可手続きが煩瑣になることにあると認識している。

⑤約5割の自然保護官は、来訪者の減少などに伴う空き家や廃業・休業施設などの増加や、農林業従事者の減少やライフスタイルの変化などに伴う里地・里山での耕作放棄地や粗放林などの増加をはじめ、国立公園において何らかの問題が生じていると認識している（無回答が約4割）。

⑥約6割の自然保護官は、人口の減少や農林業の衰退によって貴重な自然風景・環境が喪失されつつあることや、過疎化や高齢化によって事業などの担い手が不足していることなどから、今後、国立公園の計画・規制・事業を行う上で、これまで以上に国立公園の区域内における暮らしやなりわいの活性化という視点が重要になると認識している（無回答が約2割）。

⑦約3割の自然保護官は、国の財政措置の拡充など、国立公園制度には改善すべき点があると認識している（無回答が約3割）。

(2) 今後の研究課題

以上のように、筆者が前稿において指摘した国立公園制度の再構築に向けた課題は、多くの自然保護官にとっても課題であると認識されていることが明らかになったが、今後の我が国の国立公園制度のあり方を検討するにあたっては、国立公園区域内の住民等や国立公園の利用者である国民や外国人の意識や意向を明らかにすることも重要な研究課題だと言えるだろう。

【補注】

- (1) 表1には、平成25年8月末現在における日本の国立公園の地種区分別土地所有別面積の合計を掲げたが、地種区分別土地所有別面積の割合は国立公園によって大きく異なる。この点の詳細については、参考文献2)を参照のこと。
- (2) 環境省では、平成18年に「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」を設置してから、多様な関係者の協働による国立公園の管理運営のあり方について検討し続けている。
- (3) 「一部変更」とは、災害や突発的事象の発生などにより早急に公園区域および公園計画の変更の必要が生じた場合や、環境省が政策的に規制または施設の整備を早急に進めるために公園区域および公園計画の変更の必要が生じた場合などにおいて、公園区域および公園計画の一部を変更することをいう。
- (4) 「再検討」とは、昭和48年11月21日以前に指定された国立公園について、自然的・社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域および公園計画を全般的に見直す作業をいう。
- (5) 国立公園計画の決定・変更の手続きに関する通知としては、「国立公園の公園計画等の見直し要領について」（最新のものは平成25年5月17日付け）が挙げられる。この通知では、公園区域および公園計画の見直しにあたって、①地方環境事務局長等は、関係都道府県および市町村に対して、基本方針および作業スケジュール（案）に関する意見の聴取を行う（意見聴取は、必要に応じて国の関係行政機関や、説明会の開催等を通じて地域住民に対しても行うことができる）、②地方環境事務局長等は、関係都道府県および市町村に対して、素案に関する意見照会を行う、③自然環境局国立公園課は、環境省原案に対するパブリック・コメントの募集および意見のとりまとめを行うものとされている。なお、自然公園法第67条第1項においては、「環境大臣は、国立公園若しくは国定公園の指定、そ

の区域の拡張若しくは公園計画の決定若しくは変更又は国立公園の特別地域、特別保護地区、海城公園地区若しくは利用調整地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなげなければならない」とされている。

- (6) 管理計画の作成・変更の手続きに関する通知としては、「『国立公園管理計画作成要領』について」（最新のものは平成18年4月20日付け）が挙げられる。この通知では、①管理計画は、地方環境事務局長が関係都道府県および市町村の意見を聴いて作成する、②地方環境事務局長は、管理計画案の作成にあたっては、地域住民等地元関係者の意見を十分に聴取するよう努めるほか、パブリック・コメントにより広く一般から意見を募集する、③管理計画の作成にあたっては、地方環境事務局長は、必要に応じて自然環境の保全等に関し学識のある者による国立公園管理計画検討会を開催することができ、この検討会には地元関係行政機関および地元代表者を参加させることができる、④管理計画の作成にあたっては、必要に応じてその促進と調整を図るため自然環境局国立公園課および地方環境事務所による国立公園管理計画連絡会議を開催することができ、この連絡会議には、上記検討会の検討員を出席させることができるものとされている。

【参考文献】

- 1) 川崎興太 (2013) 「国立公園制度の運用実態と課題—裏磐梯に関する研究(その2)—」『日本都市計画学会都市計画報告集』第11巻第4号、126-133頁
- 2) 川崎興太 (2014) 「日本の国立公園の地種区分別土地所有別面積」福島大学理工学群共生システム理工学類『磐梯朝日遷移プロジェクト 遷移途中にある自然環境を自然遺産として良好に保全するための研究モデルの策定—磐梯朝日国立公園の人間-自然環境系(生物多様性の保全)に関する研究—」(『共生のシステム』第14巻)、212-223頁、
<http://www.sss.fukushima-u.ac.jp/bandai-asahi-project/2014040402.pdf>
- 3) 環境省 (2004) 「自然保護官意識調査結果概要」(第5回自然環境部会自然公園のあり方検討小委員会(平成16年3月29日開催)の資料)、http://www.env.go.jp/nature/ari_kata/shiryou/050330_4.pdf